

毎日のお仕事お疲れ様です。税金は、納税者自身が自主的に期限内に納付をする「納期内納付」が原則です。市民の皆様のご生活を支える大切な市税等を有効に活用できるよう、納期限内の自主納付にご理解とご協力をお願いします。納期限を過ぎても納付していただけない方には、税の公平性を保つため、法律に基づいた滞納処分をしています。

8月は、「鹿児島県県下一斉国保税滞納整理強化月間です。」

国保税は国保制度を支える貴重な財源です。西之表市を含む県内すべての市町村で、平成30年度から、8月と12月を「鹿児島県県下一斉国保税滞納整理強化月間」と定め、納税意識を高める取組を実施します。



●取組の内容について

- (1) 電話や文書等による催促、納税相談など
- (2) 財産調査等の滞納整理に関する取組
- (3) 広報活動の強化

●国保税の軽減について

国保税では、国保加入者の前年中の所得が一定基準以下の世帯の場合、保険税が軽減されます。ただし、未申告の場合、所得の判定ができないため軽減制度が適用されません。未申告の方は、必ず申告を済ませましょう。

また、災害により甚大な被害を受けた場合や、廃業または休業等により前年分の所得より大幅に減少が見込まれる場合、納期限が未到来のものについて、被害の程度や所得に応じて軽減または免除されます。

●国保の加入・脱退について

国保への加入・脱退の手続きは、原則として本人が市健康保険課で手続きする必要があります(事業所などから連絡を受けて自動的にされるものではありません)。手続きされませんと職場の健康保険と国保の二重加入により両方の保険料を支払っている場合もあります。

職場の健康保険に加入した時や脱退した時は、14日以内に手続きを行ってください。

●納付に便利な口座振替について

納期限に指定の預金口座から自動的に振替できます。納付忘れや納付のために出かける手間を省くことができますので、ぜひご利用ください。口座振替をご希望の方は、利用される金融機関でお手続きください。

●滞納すると・・・

国保税が未納になっており再三の催告にも応じていただけない場合は、国保税の負担の公平性を確保する観点から、財産の差押などの滞納処分を行う場合があります。また、特別な理由がなく滞納が続くと、通常の保険証より有効期間の短い短期被保険者証や、医療機関での受診の際に一時的に窓口で全額自己負担(10割負担)していただく被保険者資格証明書が交付され、自己負担の軽減が受けられない場合があります。

滞納処分について

○滞納処分とは

税金には、それぞれ納付の期限が定められており、その期限を経過しても当該税金が完納とならない場合、督促状を発送しなければなりません。

滞納処分とは、督促状を発送した日から起算して、10日間を経過しても税金を完納しない場合、納期内納税者との公平性を保つために、国税徴収法に基づいて行う、預貯金や生命保険、給与や不動産等余剰財産と認められるものについての、差押等の処分のことです。

※滞納処分は「できる」ものではありません。「しなければならぬ」ものです（国税徴収法第47条、地方税法第331条）。

◆平成29年滞納処分の状況

財産の種類		預貯金(定期含む)	給与	不動産	その他	合計
差押	件数	847件	508件	44件	785件	2,184件
	金額	4,909,136円	5,590,650円	608,000円	5,667,994円	16,775,780円

(平成29年4月1日から平成30年3月31日までの換価済分)

○滞納処分を受けないために・・・

- ①早めの納税相談！
- ②納付計画の提示！

**納税相談は随時お受けしますの
で、税務課収納整理係までお気軽
にお問合せください。**

租税条約の適用について

毎年、1月1日現在、西之表市に住所がある外国人(留学生・技能実習生等)で、租税条約の適用条件に該当する場合は、個人の市民税・県民税が免除されます。ただし、免除を受けるためには、毎年3月15日までに、本人若しくは代理人からの届け出が必要です。

また、税務署へ提出する所得税の課税免除の届出だけでは、個人の市民税・県民税の課税免除の適用は受けられませんのでご注意ください。

租税条約の届出等、詳しくは、市ホームページをご覧ください。か、税務課市税係(Tel22-1111 内線229,233)までお問い合わせください。

※ 租税条約とは、国際間で二重課税の回避、脱税、租税回避の防止のために日本国と相手国との間で定めた取決めです。(協定内容は相手国ごとに異なります。)



納税についての相談は税務課 収納整理係
TEL22-1111 (内線228,231,232)までお問い合わせください。